二　分割型分割により当該分割型分割に係る分割法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される譲渡制限付株式で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　当該分割法人が当該特定譲渡制限付株式に係る役務の提供を受ける内国法人である場合　当該分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式又は当該分割型分割の直前に当該分割型分割に係る分割承継法人との間に当該分割承継法人が当該内国法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における当該分割承継法人の譲渡制限付株式

ロ　当該分割法人が当該特定譲渡制限付株式に係る役務の提供を受ける内国法人との間に法第五十四条第一項に規定する政令で定める関係がある法人である場合　当該分割型分割の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該内国法人と当該分割型分割に係る分割承継法人との間に当該分割承継法人が当該内国法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における当該分割承継法人の譲渡制限付株式

4　法第五十四条第一項に規定する政令で定める所得は、所得税法に規定する給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得とする。

5　特定譲渡制限付株式の交付が正常な取引条件で行われた場合には、法第五十四条第一項の役務の提供に係る費用の額は、当該特定譲渡制限付株式の交付につき給付され、又は消滅した債権（当該役務の提供の対価として同項の個人に生ずる債権に限る。以下この項において同じ。）の額（当該特定譲渡制限付株式につき次の各号に掲げる譲渡制限付株式が交付された場合には、当該各号に掲げる譲渡制限付株式の区分に応じ当該各号に定める金額）に相当する金額とする。

一　第三項第一号に掲げる譲渡制限付株式　同号の特定譲渡制限付株式（当該譲渡制限付株式に係るものに限る。）の交付につき給付され、又は消滅した債権の額

二　第三項第二号に掲げる譲渡制限付株式　同号の特定譲渡制限付株式（当該譲渡制限付株式に係るものに限る。）の交付につき給付され、又は消滅した債権の額

6　第三項第二号の分割型分割に伴い法第五十四条第一項に規定する給与等課税事由が生ずる場合の前項の費用の額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第百十三条の二第二十項中「第十二項」を「第十四項」に改める。

第百十八条の二第二号中「配当等の金額」を「配当等の額」に改める。

第百十九条第一項第一号中「（信用取引等による有価証券の取得）」を「（有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）」に、「による資産の取得」を「に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等」に改め、同項第九号イ中「おける当該株式交換完全子法人の」を「おいて」に改め、「未満である」の下に「株式交換完全子法人の株式の取得をした」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ　当該適格株式交換の直前において株主の数が五十人以上である株式交換完全子法人の株式の取得をした場合　当該株式交換完全子法人の前期期末時（当該株式交換完全子法人の当該適格株式交換の日の属する事業年度の前事業年度（当該適格株式交換の日以前六月以内に法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）又は第八十一条の二十第一項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に規定する期間についてこれらの規定に掲げる事項を記載した中間申告書又は連結中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該適格株式交換の日までの間に確定申告書又は連結確定申告書を提出していなかつた場合には、当該中間申告書又は連結中間申告書に係るこれらの規定に規定する期間）終了の時をいう。）の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額（当該前期期末時から当該適格株式交換の直前の時までの間に資本金等の額若しくは連結個別資本金等の額又は利益積立金額若しくは連結個別利益積立金額（第九条第一項第一号若しくは第六号（利益積立金額）又は第九条の二第一項第一号若しくは第四号（連結利益積立金額）に掲げる金額を除く。）が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額（当該適格株式交換の直前に当該株式交換完全子法人の株式を有していた場合には当該相当する金額に当該株式交換完全子法人の当該適格株式交換の直前の発行済株式の総数のうちに当該適格株式交換により取得をした当該株式交換完全子法人の株式の数の占める割合を乗ずる方法その他財務省令で定める方法により計算した金額とし、当該株式交換完全子法人の株式の取得をするために要した費用がある場合にはその費用の額を加算した金額とする。）

第百十九条第一項第十一号イ中「おける当該株式移転完全子法人の」を「おいて」に改め、「未満である」の下に「株式移転完全子法人の株式の取得をした」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ　当該適格株式移転の直前において株主の数が五十人以上である株式移転完全子法人の株式の取得をした場合　当該株式移転完全子法人の前期期末時（当該株式移転完全子法人の当該適格株式移転の日の属する事業年度の前事業年度（当該適格株式移転の日以前六月以内に法第七十二条第一項又は第八十一条の二十第一項に規定する期間についてこれらの規定に掲げる事項を記載した中間申告書又は連結中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該適格株式移転の日までの間に確定申告書又は連結確定申告書を提出していなかつた場合には、当該中間申告書又は連結中間申告書に係るこれらの規定に規定する期間）終了の時をいう。）の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額（当該前期期末時から当該適格株式移転の直前の時までの間に資本金等の額若しくは連結個別資本金等の額又は利益積立金額若しくは連結個別利益積立金額（第九条第一項第一号若しくは第六号又は第九条の二第一項第一号若しくは第四号に掲げる金額を除く。）が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額）に相当する金額（当該株式移転完全子法人の株式の取得をするために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

第百十九条第三項中「新株等に」を「新株等又は分割対価資産に」に改める。

第百十九条の三第一項第二号中「（特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入）」を「（資産の評価損の損金不算入等）」に改め、同条第十一項中「（分割型分割の場合の譲渡対価の額及び譲渡原価の額）」を「（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）」に改め、同条第十四項中「第四条の三第十四項第一号」を「第四条の三第十六項第一号」に改める。

第百十九条の十一の二第二項中「第三号に掲げる事由」の下に「のうち法第六十二条第一項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する特定分割型分割以外の事由」を加え、「から法第六十一条の二第二十二項」に改め、同項第三号中「第二条第十二号の九イ（定義）に規定する剰余金の配当等として同条第十二号の九イ」を「第二条第十二号の九イ（定義）」に改める。

第百三十一条の四第一項中「。以下この項」の下に「並びに次条第一項第三号ロ及び第五号ロ」を加え、同条第二項中「この項」の下に「及び次条第一項第四号ロ」を加える。

第百三十一条の五第一項第三号ロ中「前条第一項に規定する」を削り、同項第四号ロ中「前条第二項に規定する」及び「同項に規定する」を削り、同項に次の一号を加える。

五　法第六十四条の四第一項の内国法人が医療法第四十二条の三第一項（実施計画）に規定する実施計画（イにおいて「実施計画」という。）に係る同項の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた医療法人である場合　次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額

イ　当該内国法人の移行日における当該計画の認定に係る実施計画に記載された医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五の二第一項第二号（実施計画の認定の申請）に規定する救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備（第十三条第一号から第八号まで（減価償却資産の範囲）に掲げる資産に限る。第十項において「救急医療等確保事業用資産」という。）の取得価額の見積額の合計額

ロ　当該内国法人の移行日における資産の帳簿価額から負債帳簿価額等を控除した金額